

雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました！

生産指標とは

生産量（額）、販売量、売上高、顧客数、仕入れ量（額）など、雇用量の変動と相関関係が高い値を生産指標といいます。

添付書類として、比較した月の生産指標が分かるもの（例：売上簿やレジの月次集計等（売上高の場合））を提出する必要があります。

生産指標の比較方法

次の二つの生産指標によって比較します。

A

判定基礎期間（複数の判定基礎期間がある場合はその中でいずれか一つ）の**初日**が

属する月の生産指標

または

その前月の生産指標

または

その前々月の生産指標

詳細は裏面1へ

B

Aで選んだ月の生産指標に対して、

前年同月の生産指標【イ】

または

前々年同月の生産指標【ロ】

または

前年同月から前月までのいずれかの1か月の生産指標【ハ】

詳細は裏面2へ

Aと**B**を比較し、**A**が**5%（※）以上減少**していれば要件を満たします。

（※）休業等の初日が令和2年3月31日以前の場合は10%

判定基礎期間とは

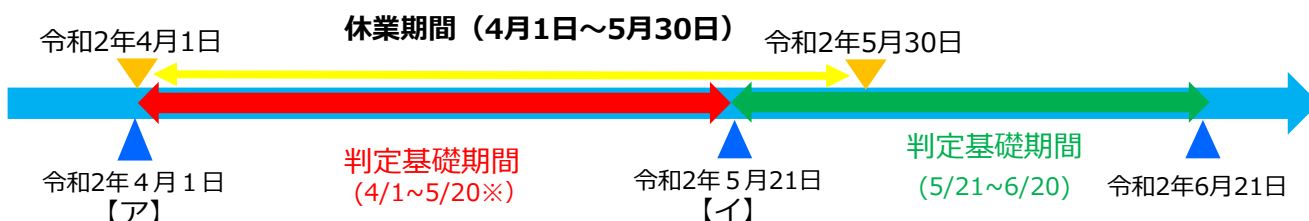
雇用調整助成金を受給する場合、休業等を実施した期間を賃金締切期間や暦月で区切った1か月ごとに申請を行います。この、**休業等を実施した期間を区切った1か月を判定基礎期間**といいます。（支給申請書の判定基礎期間には賃金締切期間を記載すれば問題ありません。）

1 **A**の選び方（休業等の初日が4月1日以降の場合の具体例）

○休業等実施期間：4月1日～5月30日

○判定基礎期間（賃金締切期間）：毎月21日～20日（賃金締切日20日）

○2つの判定基礎期間がある場合



※賃金締切期間（3/21～4/20）の途中から休業を開始する（4/1）場合、判定基礎期間を「賃金締切期間内の休業開始日以後の期間（4/1～4/20）とその後1か月間（4/21～5/20）を通算した期間（4/1～5/20）」とすることができます。

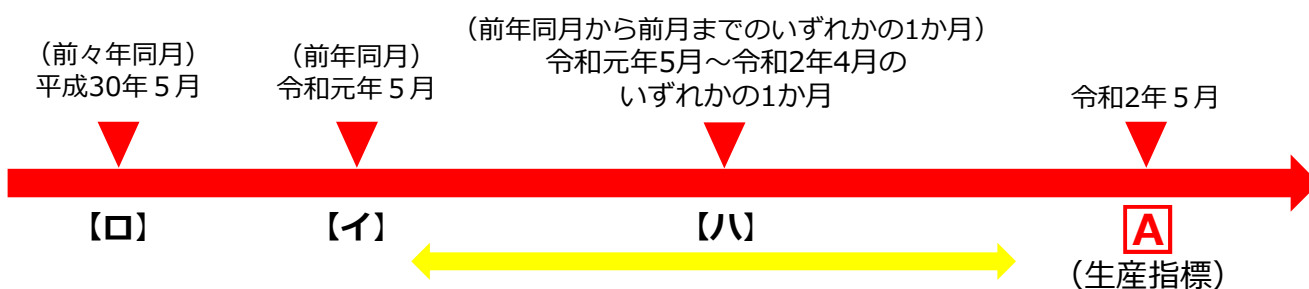
今回申請する判定基礎期間の初日ア～イの中から1つ選ぶ

アを選ぶ場合：**A**は2月～4月のいずれかの月の生産指標

イを選ぶ場合：**A**は3月～5月のいずれかの月の生産指標

Aは2月～5月の生産指標から選べる

2 **B**の選び方（**A**で5月の生産指標を選んだ場合の具体例）



AとBの比較方法

Aと【イ】（前年同月）または【ロ】（前々年同月）【ハ】（前年同月から前月までのいずれかの1か月）の生産指標を比較

（**A**が5%以上減少していれば要件を満たします。減少していない場合は受給できません。）

ご不明な点は、最寄りの都道府県及びハローワークまでお問い合わせください。